

和歌山県警察官等の服制に関する規程

(最終改正：令和5年3月7日 和歌山県警察本部訓令第10号)

(概要)

この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）等に基づき、警察官等の服制について必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 制服等の着用期間
- 各種支給品及び貸与品の着用要領
- 特殊被服等の制式

等です。